

## 平成30年度第2回市民自治推進委員会

開催日時 平成31年2月21日（木） 10時から

開催場所 市役所401・402会議室

出席者

（委員）澤井委員、中川委員、辻委員、樋口委員、森岡委員、藤田委員、入口委員、津田委員、佐藤委員

（事務局）石畑地域活力創生部長、清水市民活動推進課長、金子市民活動推進課長補佐、石田市民活動推進課主幹

### 1 開会

### 2 案件

#### （1）自治基本条例（第6章）の見直しについて

資料に基づき、事務局説明。審議は条文ごとに。

【事務局】 18条は委員からのご意見はございませんでした。担当課からの意見は、改正する部分、もしくは条文の解説を変更するという意見もありません。

【中川委員長】 ありがとうございます。これについては、ご意見ございませんか。

【樋口委員】 市民参画の拡充に努めなければならないという条項があって、これに対するの評価として、要はこれで十分なのか、まだまだ足りないという評価なのか。そこは、委員会としては一定評価しておかなければと思います。これだけ見て、そういう評価はできないですが、まだ進めないといけないという課題が残るのか、これを継続しましょうというようなことで終わるのか、そこはどうなのかというところが気になります。

【事務局】 ゴールというのがないので、いろいろな参画のやり方も出てくると思いますので、なかなか評価が難しい部分があります。ずっと努めなければならないということは当然のことながらです。

【中川委員長】 樋口委員の意見はもっともなことですが、市民活動推進課の自己評価だけで済ませてよいのかという提起にもなると思います。これは委員会意見として残しておいたらいいと思いますが、市民参画及び協働事業の全体的な推進あるいは達成に関する評価システムをやっぱり作らなければならないのではないかと思います。内部の自己評価だけだっ

たら、客観評価にならないので。生駒は先進市の一つなんです。スタートラインが早かったことは事実ですが、評価システムに関してはちょっと脆弱かもしれません。もし、参考に調べたいということであれば、草津市、西宮市などで、その評価法について、かなり工夫されています。そういう評価の仕組みをつくって、庁内的にアンケートを出して、それを毎年公表していくというのが、いいかもしれませんね。

【事務局】 毎年各課に参画と協働の事務事業調査を行い、事例数は、毎年右肩上がりが増えてはありますが、その事業の客観的な評価というのができていないので、おっしゃったとおり、草津市などを参考にさせていただけたらと思っています。

【中川委員長】 草津の場合は参画に関する評価、これは各種審議会、協議会、それから職員の女性比率などを全部一括して出して、審議会に関しては一般公募市民のパーセンテージを達成しているか、男女の比率が6対4となっているか。それから、再任は3期までなど決めているかどうかということも全部基準になっています。その基準を全部クリアしたらA、全部だめだったらDとかEになって、D、Eは次年度必ず改善しなければならないという義務を負うこととなっています。協働事業については、一緒にやっている協働事業を全部ラインナップし、その先方の評価とこちらの評価を突合するように努力されています。

【事務局】 それをこの委員会でやっていただくことも1つかと思います。

【中川委員長】 できます。評価委員会にすることもできます。

それでは、この条文はこのとおりということで行きます。次の条文、お願いします。

【事務局】 19条も、条文、解説につきましては、変更はないですが、津田委員と樋口委員から意見をいただいています。

【中川委員長】 これについては、意見をいただいた方、念押しするようなことがあれば、ご発言ください。

【樋口委員】 総合計画が比較的進行管理という手法をしっかりと構築してきていますが、その下位にある各分野の計画に対する進行管理というのが、きちっとできていないと思います。同じ手法である必要はないとは思いますが、そのところ、少し意識して、各担当の方で、あるいは総合計画の担当である秘書企画課と調整をしながら仕組みを組み立てていく必要があるのではないかと思います。

【中川委員長】 それは総合計画の方でも問題意識は持っていると思います。最高上位計画としての総合計画、中位計画としての各分野別計画、重たさ、軽さの受けとめ方ですが、各原局、担当部局は法定計画だけを重視する傾向があります。法の定めによって作らねばな

らないから作っていますという計画。それは総合計画とは関係ないといった思考法がもし残っているのであれば、これは総合計画の秩序を壊すことになりますから、法定計画であっても、総合計画の中位計画であるということを教育しておいてください。これは市長をはじめ、副市長、それから企画担当の部長が絶えず口にしないとイケないことです。それはそれ、これはこれという発言は絶対通らないということです。私は、総合計画審議会の委員なので、それを絶えず言っておりますが、原局に行けば行くほど、そんな計画あったんですかという話になり、知りませんでしたと言う、そういう文化では困ります。

【樋口委員】 例え、目標値などを設けます。分野別の計画になれば、かなり細かいものがたくさん出てきて、その上位の総合計画というのはその単位値を超えていきます。これがどうも連動しているのかというようなところですね。

【中川委員長】 そうです。

【樋口委員】 その辺の全体像というのか、体系的なものというのがもう1つ見えてきてないのかと思います。見えれば、それに合わせた評価手法というのが必ずあるはずなので、そこを考えてもらいたいと思います。

【中川委員長】 明日は総合計画審議会がありますから、そのときに担当部局と話し、皆の合意を取りたいと思います。総合計画と中位計画のその一覧表、体系みたいなのをもう一度作ろうと発案し、それを見せましょうということを提案してみます。

【事務局】 新しい総合計画はこの4月には公表になりますが、総合計画の分野ごとに分かれて、その右下に各種分野別計画というのが入っていて、あとはそれをどれだけ意識づけるかだと思います。

【中川委員長】 ありがとうございます。それでは、第20条にいきます。

変更はなかったでしょうか。

【事務局】 樋口委員、津田委員、入口委員から、ご意見がございます。

【中川委員長】 入口委員、津田委員、樋口委員からご意見をいただいておりますが、これは、政策市政への提言につながると思います。条文の変更ということにはならないですが、おっしゃっていることはもっともなことだと思います。樋口委員が先ほどおっしゃったことと関連して、市民への情報提供の方法を見直したらどうかということですね。

【樋口委員】 進行管理の結果の表というか、表形式の結果を毎年いただきますが、それは議会としていただいております。ホームページでオープンにもされていると思いますが、あれを見て、市民がきちんと分かるかというところがあるので、もう少しかいつまんで総括的

に訴えられるものがある、その上で、それらが資料編でくっついているということならば、比較的分かりやすくなるのかなと思います。

【中川委員長】　　続きまして、21条も変更はないということですが、これも入口委員、津田委員からご意見を聞いています。これは本体条文の問題ではなくて、情報政策のあり方についてのご提起かと思いますが、何かご発言、追加要望があれば、どうぞ。当局としてはどうですか。

【事務局】　　基本的な政策とか方針につきましては、理事者とか部長級の職員で構成されている行政経営会議で意思決定されて、その分については公開をしておりますが、ただその1つの事業、1つの施策を取り上げて全部を評価するのは難しいです。条文で書かれていることは当然、市として当たり前のことですので、主な取組状況での書き方としては、適切に対応していると記載いたしました。

【入口委員】　　網羅する必要はないと思いますが、具体的に、今おっしゃったようなことを、例えば書いていただければ分かりやすいのかなというふうに思いました。

【中川委員長】　　ありがとうございます。ここまでのところで何かお気づきの点、追加でご発言したいことはございませんか。

【森岡副委員長】　　21条にしても、情報を公開するということは、市側からの思いで公表されていると思います。問題は、基準に設けた形の公表基準あるいは公表項目というものを決めておくということも1つです。これに基づけば、もっとよりよいものになるのではないかという気はします。

【中川委員長】　　そのように、ちょっと力強く徹底していただけたらと思います。次は22条ですが、辻委員からも意見が出ています。

【辻委員】　　私自身が代案を提供できなかったというのもあり、確認をさせていただきたいと思います。この文言が、「市は社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに」、ここまではずっと入ってくるんですが、「責任を明確にして」というのは、まず誰に対する責任なのか、どのような責任なのかというのが、この文言だけではよく分かりません。見出しが行政組織という見出しになっていて、その組織づくりに関しての責任なんだろうと思いますが、個人的にはしっくりこなかったというか、少し気になったところではあります。

【事務局】　　当初、条例原案では「責任を明確にして」という文言が案としては入ってなかったのですが、皆さんの議論の中で、例えば行政、縦割りですよねとか、あと、責任を回

避してたらい回しすること多いですよねという議論になりまして、何かそれを解消するため、文言を追加した方がいいのではないかということになり、「責任を明確にして」という文言が入ったという経緯があります。組織、課としてもそうですし、例えば窓口とかで要望とか意見とか、話を受けた個々の職員の意識にもつながる話かと思います。

こういう条例というのは、当初つくったときと、時代の流れによって解釈も変えていく必要があると思っています。この条文では、「社会情勢の変化に対応し」というのが、ポイントで、つくったときと社会情勢は変わってきていて、そのときには、例えばこの部署はこの業務をするというふうに決まっているけれども、条文にもあるように、どこの部署か分からないような業務も責任も当然出てくる。それをたらい回しするのではなくて、誰かが責任を持ってそれも始めていくというような意味での責任の明確化というのは、今の条例の解釈としては必要になるだろうと思っています。特にこれからはいろいろな部局にまたがった業務が増えてくると思いますから、そのときでも、さっき言いました、たらい回しとか、当課の担当でないというようなことではなく、誰かがしっかりと音頭をとって行く、そういうところが必要だという意味も含めて、そういう解釈が今後は要るのではないかというふうには考えています。

【中川委員長】        どうですか、辻委員。

【辻委員】        行政学でよく言われる、責任論には2つあります。自律的責任論と、説明責任論という2つの異なる解釈の責任というのがあります。自律的責任論というのは行政内部自身が責任感を持って判断をして、決定を行っていかないといけないという考え方で、説明責任論は、住民に対して、なぜそのような政策、施策を実行したかということについて、まさに住民向けに責任をとるという考え方で、その両者、自律的責任と説明責任というのは若干ずれがあります。自律的責任の場合は、まさに公務員、自治体職員として、自らの持っている良心に基づいて、責任ある政策を実行していかないといけないという部分が自律的責任論にあって、その2つのどちらなのかなというのが、私の中では、この文言を読んだときに引っかかりました。別にこの文言のままで行くことは全然異論はないんですが、そこの点だけ少し気になったということで申し上げました。

【中川委員長】        説明文がありますので、その説明文の中に、今、辻委員がおっしゃったこと、生かし込んだらいかがでしょう。ここで言ってる責任は、いわゆる各部局ごとの所掌責任であることを示すとともに、自律的責任を意味しますと。説明責任というより、自律的責任の方が大きいのではないかと思います。

【津田委員】 今、辻委員が言われたことを平たく言うと、住民側からすると、組織編成はころころ変わってますと。でも、何のために変わっているんですかというのが、市民レベルから見ると、分かりません。それがやはりある程度、説明責任という意味合いで、市民側に分かるような組織編成をしていますよということが分かるのと、組織編成されたことの行政の職員そのものが、なぜ組織編成されるんだという意味について、明確に変更が効いているというようなことが必要なんだろうと思います。

【事務局】 今の話でしたら、解説に辻委員がおっしゃった、市民の皆さんに対しての説明のことを入れる必要があるのではということですね。

【津田委員】 はい、そういうことです。

【中川委員長】 つまり、所掌責任だけだったら、縄張りは消えません。そこに、さらに自律的責任というのを入れれば、横の部局とも連携しなければならないとか、市民に説明する説明責任も意識しないといけないというのが入ってきます。そう解釈をしました。それが津田委員がおっしゃっている役所の都合で組織をころころ変えるけど、そのたびごとに公開、ましてや説明していないのではないかと。そういう趣旨で、ちょっと解説に工夫を。

次、23条、職員政策。これについては、辻委員から少し文言修正をいただいております。いかがでしょうか。

【辻委員】 市は「研修システムを充実し」とありますが、「充実させ」の方がいいのではないかと思います。その前に「を」という目的語というか言葉が来てるので、「させ」の方がいいのではないかと思います。

【藤田委員】 きついんじゃないですか。「する」ぐらいの方がいいのではと思います。「し」でもいいのではと思います。

【事務局】 他自治体の事例では、「させ」のところもあるのはあります。

【中川委員長】 これについては、そういう意見があったということと、あわせて法務担当と協議してください。今の藤田委員から出たご意見も参考にしてください。

次、24条。これについても、辻委員からご助言があります。

【辻委員】 「法律等を解釈し」とありますが、よくこういうふうな文言の場合、「法令等を解釈し」という方がしっくり来るのではないかなと思います。ひょっとしたら、この条例を作成なさったときに、あえて「法律」というふうにされたのかなという気もして、もしその辺の経緯があるのであれば、教えていただけますでしょうか。

【中川委員長】 あのときの議論でかすかに覚えているのは、2000年4月の地方自治

法大改正とあわせて、法令の自主解释权というのは、地方も対等ですよということが宣言されました。国だけがそれを持っているというのはおかしいという、そこから来てると思います。そのときに法律という言葉を使ったものだから、法律、いわゆる上位法の法律に関してそうだとすることで、当然そこに令に入る、政令、省令、いわゆる規則。規則も当然なんだという、そういう発想だったと思います。しかし、今、委員がおっしゃっているように、法令と言った方が正解ではあるかもしれませんが。ただ、法律等だから、全部入っているということで、よろしいでしょうか。

【辻委員】 今日第6章で特に大きな変更点は出てこないかもしれませんが、今後、例えばほかの章で大幅な条文の改正とか必要になってきた場合に、あわせてここも「法律」を「法令」に変えるというふうな形でご検討いただくということでいかがでしょうか。

【事務局】 今回の6章ではないですが、10条と36条に「法律」という言葉を使っておりました。最終的にその3つを合わせて、使い方が微妙に違うようにも感じますので、3つを比較検討いただきながら、ご議論いただく形をお願いします。

【中川委員長】 一覧にしておいて、委員がおっしゃったように、直すべきところがあれば、統一してください。一般的に法律学の世界では、法令と言ったら、法律及び政令、省令と、条例等については例規といいます。条例、規則、だから、法令、例規って分けますからね。それを一緒にして、法規というんですが。

【事務局】 今のお話、次につながると思うので、ここで皆様のご意見というか、確認をしたいと思います。法律等という場合と、法令等という場合に、具体的に範囲はどう違うのかを明確にしておいた方がいいのかなと思います。今、資料をお配りいたします。

日本の法体系ですが、憲法があって、それに基づいて各種法律があります。法律等という場合の範囲は、法律、政令、府令・省令、告示、訓令までを法律等と考えていいのではないかと。法令等と言った場合は、法令プラス通達、行政実例。いわゆる法令ではないですが、それを解釈、運用するときに決まった国からの通達まで含めて、法令等に入るかと考えています。その違いがあるので、この条文に関しては、通達、行政実例はあくまで運用の話ですから、法律、政令、府令・省令、告示、訓令までに従って解釈して、条例規則は定めなさいという方が正確なのではないかと。この条では、法律等の方がいいのではないかとというふうに考えています。

【中川委員長】 そういうご理解があって、深く考えておられることは事実なので、今後の運用に当たって、今、事務局がおっしゃったようなことで、齟齬が生じないかどうかとい

うことを想定しながら考えてください。私自身の解釈は法律のいわゆる自主解释权が与えられたということから、この文書が出てきたと思っています。そのときに、いわゆる省令とか政令に関する議論はしてません。政令、省令というのはほとんど委任規定・手続規定が大半なので、それまであまり議論しなかったと思います。条例とか規則に関しては自治立法なので、その解释权の問題は発生しないという議論があったように記憶していますので、事務局がおっしゃったような感じで再点検をしておいてください。それで、法規担当がこれでいいというのならば、そのまま行きましょう。

次、それでは第25条ですが、辻委員から、改正のご指摘が出ています。「職員が法令等を遵守し、公共の利益のために公正な態度で職務を執行できるよう」と変えた方がよいということですね。

【辻委員】 はい、そうです。先ほどの24条も同じですが、生駒市には、法令遵守推進条例があり、先ほどの24条で言えば、その第1条で法令等の遵守ということで、法令等という言葉が使われていたということもあって、文言を合わせた方がいいかなと思い申し上げたということです。この25条に関しても、その法令遵守ということで、まさにこの25条を具体化したのが、法令遵守推進条例だというふうに思うのですが、そちらの文言とある程度合わせていった方が明確化、より条文の目的というか、内容が示唆するところが明確化するんではないかということで提案、一つの案として出させていただきました。

【中川委員長】 同じく第2項についても、もう少し細やかにきちっとした方がよいというご提案ですよ。 「職員の公益目的通報に関する制度について」で止めてるのを、「公益目的通報に関する制度を整備し」とするか。

【辻委員】 整備運用も可能かという気もしますが、少し気になったということです。

【中川委員長】 これについては、法規担当の意見は出てますか。

【事務局】 法令遵守推進条例の方に合わす必要もないのではということでは聞いていません。

【中川委員長】 法令遵守制度そのものの市民に対する認知度がどれぐらいあるかということとも関連しそうな気がします。辻委員のご提案が、市民に分かりやすくなりますよと、法令遵守制度とはこういうことかと。法令を遵守して、公共の利益のために公正な態度で職務を執行できるように作られている制度なのだというふうに、啓発的にも読める。そういう考え方はどうでしょうか。

【事務局】 法令遵守推進条例の中身としては、法令を遵守しなさいという大きな柱と、



公益目的通報という2つの大きな柱が条例の中にあります。法令遵守制度と言え、それを全部網羅した形の言い回しになります。この1条で法令遵守制度についてということを使うと、2項に書いてある公益目的通報も含めて、全体の制度をしっかりと措置をなささいというのが1項の趣旨。2項は、そのうちで特に公益目的通報についてきちんとしなさいというふうな二段の点になっていると読めます。辻委員がおっしゃっていただいているのは、1項はあくまで法令遵守ということをしかりと言いなさいと言っていた意図なのかと、考えていました。違ったら、申しわけないですが。

【辻委員】 おっしゃるような解釈を私もしていました。見出しがそういう法令遵守及び公益目的通報なので、1項が法令遵守で、2項が公益目的通報なんだというふうに、理解していました。

【中川委員長】 これについては、そのやりとりというのは結構意味があるので、もう一度考えてみてください。それでこのままでもよいという結論が出て、辻委員はご異論はなかったですね。

【辻委員】 ございません。

【中川委員長】 もう1つ樋口委員から出ているのは、市長が例えば公益に反しておるような場合、どうして市長のそこへ行くのかということですね。

【樋口委員】 それは多分通報されないだろうと思います。

【中川委員長】 それは公益通報制度としてはちょっと不完全でしょうね。公益通報制度、最終的に全部市長に行くという話になってるんですか。

【事務局】 公益目的通報が出ましたら審議会で諮りまして、もし、何か是正が必要となれば、是正勧告を見せるために市長に報告します。通報が不受理となった場合は、別に是正の必要がないということで、特に市長には通報というか、報告はされないというようなフローになっております。

【中川委員長】 第三者機関を経て、そして当事者がそのトップである場合は、そのトップを外してしまうというのが一般的なやり方ですけど、そうなっていますか。これは樋口委員、どうでしょう。最終的に市長、任命権者に報告が上がるというのは、これは、最終的に全部終わった結果という意味ですね。途中経過は報告されないですね。

【事務局】 はい。

【中川委員長】 そういうことは、市長が例えば不正行為をやった場合でも、出てくるということですね。いかがでしょう、樋口委員。

【樋口委員】 結果として、要は通報を抑止するというような形にならないのかということですね。最終報告だけということであっても、結局、そこがバリアにならないのかなというところは気になっています。もし、その当事者が市長であった場合というのが、同じフローで大丈夫なのかというのが1つ懸念です。

【中川委員長】 その場合はもう公益通報の中でルールをつくって、代理権者に報告することで止めるとか、副市長に報告するとかいうことにしないといけないのでは。他市でそんな事例がないかを調べておいた方がいいと思います。当事者、その仕組みの責任者とか当事者が対象になるケースというのは結構あるので、コンプライアンス関係では。セクハラ、パワハラも同じです。パワハラやってる人に報告行くのでは。どこの組織でも、大学でも、企業でも。その辺の安全装置ができていなかったら、単なるアリバイですということで、改善してくださいという話になると思います。通報者の利益を守るということで、一度、制度を整備する観点から、チェックをかけておいてください。条文そのものはさわる必要はありません。

次、第26条、いかがでしょうか。これについては変更のご意見はなかったと思います。行政手続法関係と行政手続条例関係の受けて立つ条文ですよ。よろしいでしょうか。

それでは、次、27条です。27条も改正の必要性というのは、指摘はされておられません。ただ、条文解説で変更が必要と思われるという意見が、防災安全課から出ております。

【事務局】 全体、読ませていただきます。

「市が毎年各地で発生している地震を初めとする自然災害や武力攻撃、新型インフルエンザや大規模事故の発生など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力のもと、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市の防災体制に関しては、他の地方公共団体との災害総合応援協定をはじめ、民間企業等との間で医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、緊急物資の輸送等に関する協定を締結しています。」という意見です。

毎年タイプが異なる災害が発生しているということで、阪神淡路大震災以降は削除していることと、それから巨悪犯罪という言葉がありますけれども、犯罪という表現よりも、自然災害以外の災害という意味の表記が適切だということで、巨悪犯罪を消し、ちょっと具体的

なものを列挙しているという改正の意見となっております。

最後は、災害を、相互応援協定をはじめというところを削除しておりますけれども、これにつきましては、自治体同士の相互応援協定と、あと民間企業、団体との協定を分かりやすく分けて表現ということで、この文言を消したということで変更をさせていただいたところになっております。

【中川委員長】 時代に合わなくなっている箇所を変えたということですね。この解説の変更に関しては、大きな異存は感じないというのが私の個人見解ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして第28条、広聴応答義務。これにつきましても、変更のご希望というか、ご指摘がなかったように思いますが、よろしいでしょうか。入口委員は、適切に対応というのは、何を具体的に適切に対応しているのかというのが分からないというのは、説明文のところですか。

【入口委員】 先ほどの話と同じです。行政全般で全てを網羅する必要はないけども、考え方ぐらいは書いた方がいいかと。個別でなくても、事例でもいいです。事例を出すことによって、市民自治の具体的な項目って一体何というのが多分、書き手、事務局の方で再認識できると思います。

【中川委員長】 では、次、よく似た条文でございますが、広聴対応、第29条、これにつきましても、先ほどと同じようなことでありまして、変更のご希望、ご指摘はございません。樋口委員は苦情等の情報を集約し、全庁的な業務改善につなげる仕組みを構築することが必要であると。これは条文改正というより、現状の行政に対するご指摘かと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、第30条、これも特段変更の希望はありませんが、津田委員、樋口委員からの行政経営に対するご提言もあわせて書かれております。中期財政計画が毎年見直されるというのはどういうことでしょうか。

【事務局】 毎年、社会情勢とか、国の施策による変動が大きいからということで、毎年度、策定しているという状況になっています。

【樋口委員】 ただ、部長がかわって、数字の見方が甘くなったり、厳しくなったりで、その施策的に投資できる額が半減したりというようなことがあると、中期的な計画とは何だという話になります。厳しいのなら、厳しく見るということルール化して、それで同じ方法でやったときにどうなるかということをやっているかないと、見方が変わって、数字が変わ

っていくと、何のための計画か分からないということです。

【中川委員長】 国の統計と一緒に。担当がかわったら、数字が変わるのでは困ります。やはりルールは一定化しないとね。推計のとり方が担当者によって甘くなったり、辛くなったりするのはまずいです。その場合は両方出さないと、楽観値、悲観値。それが本当の中期計画の姿勢ではないのかなと思います。中期上位性計画そのものの、議会への出し方について、もう少しルールを決めた方がいいのではないのでしょうか。

次、31条、予算編成執行及び決算。これにつきましては、辻委員から加筆修正があります。

【辻委員】 31条1項ですが、「市長は予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行い」という、「行い」という言葉があるのであれば、その前に何々をとというのが必要ではないかと思います。恐らくこれは予算の編成及び執行を行うということで、若干言葉として、文書としてしっくり来にくいかなと思います。そこで、もし可能であれば、「踏まえ」にした方が日本語としては意味が通るのかなというふうに思ったというのが1つ目です。

2つ目の方は、同じかもしれませんが、「分かりやすい情報を提供するのか」、「分かりやすく情報を提供するのかなのか」、どちらの方がいいのかなという、ご提案です。ただ、いずれもそんなに私はこだわっているつもりはありませんので、現状のままでも何の問題もございません。

【中川委員長】 ありがとうございます。今のところは、もし根本的に条文改正が必要な箇所が1条でも出てきた場合は、あわせて一緒に直してしまうということでお願いします。軽微な文言修正です。

それでは、第32条、これにつきましては、樋口委員の意見のみですが、どうぞご発言ください。

【樋口委員】 条文でうたっていますが、具体的に公共施設ごとにどうするというふうな方針が見えるようなものにしてもらいたいという希望です。

【事務局】 全体の方向性は31年度中、個別の施設は32年度中に策定する方向で、今、調整はしています。具体的に部長レベルの会議を持って、始めかけています。ただ大きな方針を決めるに当たっても、これまでみたいに、調べていきましょうではなくて、今の市の状況をしっかりと市民の皆さんにも知っていただいて、対話をしながら決めていかなければいけないという方向で検討しておりますので、少し時間をとるかもしれませんが、大きな話で

すから、そういう方向でやっています。

【中川委員長】 ここで言う、市が保有する財産の範疇というのが、いわゆる固定資産ばかりではなく、流動資産も含めているとするならば、基金とかそれらについては公開しますよね。そうすると、引き算法でいくと、主として固定資産、施設になってきます。だから、解説の書き方はこれでいいのか。市有財産が地方自治法第149条関係だけいいのかという気がします。ありがとうございます。

次、第33条、ここで流動資産は公表しているからいいという解釈があります。これにつきましても、特に改正の必要の指摘はありませんが、樋口委員からご指摘がありますので、どうでしょうか。

【樋口委員】 決算が終わると、翌年、広報で財政状況が公表されますが、単年度で赤字を出してるのに、全体として黒字だから、黒字だという言い方をしてみたり、その厳しさが全く伝わってこないの、やり方を考えないといけないと思います。

【中川委員長】 これは政策へのご指摘と受けとめましょう。

次、第34条、行政評価。これについては辻委員の方からございます。

【辻委員】 一応提起はしてみたものの、取り下げたいと思います。もともと事前評価もかなり意識をされた文言になっていたのかなというふうに、改めて今読み直すと思いました。私自身は評価といったとき、いわゆる政策評価ですね。政策を実施して、それが当初思われただけの成果を挙げたかどうかという事後評価、政策評価で、事後評価、これをきっちりやりなさいよというふうな趣旨でこの34条というのがあったのかと思ったんですが、改めてこの34条1項を読むと、その前の事前評価、環境アセスメントなんかもそうですけれども、政策を実施する前の段階での評価というの、きっちりしましょうというのをかなり強調したのになっていて、その事前評価、事後評価をあわせて市長が実施しますよというような文言として読むのであれば、これはこのままでいいのかなと思いましたので。申し訳ありません。失礼いたしました。

【中川委員長】 では、34条の解説のところを確認します。

【事務局】 現状に合わせて「予算制度と連携した行政評価システムの確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。」と担当課からの意見があります。あと、細かい文言も修正して、行動計画においては、施策評価及び事務事業評価を導入します。その理由としましては、予算制度と連携した行政評価システムは行革の大綱に基づいて実施しているものではないということで、誤解を招かないように表現を整理させていただき

ました。あと、評価の必要性は行革だけでなく、他の計画でも言えます。これは先ほど議論もありましたが、そういうことを行革もやっていきますということで、行革のことを例示として記載しましたということです。条例については、特に改正すべきところはなかったです。

【中川委員長】 解説の改定で、よろしいでしょうか。

それでは、35条、外部監査。これについては改正の意見はありませんが、津田委員から、いかがでしょう。

【津田委員】 前回のいただいた資料の中に、自治体オンブズマンとか、行政オンブズマンと言われるような言葉が入っていたと思います。僕も初めて見たんですが、それが行政の主流になってるとは思えないですが、ただそれが一体どういうふうなのかということは、この委員会で専門家の方からお聞きしたいという意味です。

【中川委員長】 澤井委員、いかがですか。いわゆる行政が設置するオンブズパーソン制度みたいなものがあるのか、あるいはそれを条例で担保するみたいなところはあるのか。あまり見ませんが。

【澤井委員】 あまりないですね。やはり市民オンブズマンの方が主流でしょう。

【事務局】 事務局でも調べたのですが、川崎市などは導入されています。少し前のデータになりますが、都道府縣市町村合わせて14団体。制度を導入した所でも、廃止されている自治体もあるということで、あまり定着はしていない制度かと思います。

【中川委員長】 辻委員、いかがですか。

【辻委員】 私も同じイメージで、自治体オンブズマンというと、川崎市の先進事例があるんですけど、定着しなかったとどこかの本に書いていました。実際にはなかなかその制度設計とかを考え出すと、相当丁寧にやっていかないといけない。かなり難しいものなのかなという気はしています。

【中川委員長】 ありがとうございます。以上で今日の審議すべき条文が一応クリアいたしました。またお気づきの箇所とか、この際、ご発言されたいような内容がございましたら、ご発言いただきたいと思います。なお、申し訳ありません、佐藤委員のご質問、結構細やかで、この場で議論するより、直にお返しした方がいいかと思うのがかなりありましたので。

【佐藤委員】 はい、ありがとうございます。私自体は、これからもっと勉強する意味で、いろいろ意見を書かせていただきました。

【中川委員長】　ここで発言されて、ここで答弁をもらえるより、個別に回答をもらって、場合によったら、資料も一緒にもらえた方が、むしろ本望ではないのかなと思いましたので、そういうふうにさせていただきました。

それでは、澤井委員から、ご所見なり、何かご意見、感想なりありましたら。

【澤井委員】　全体を通した感想を書かせてもらいました。まず、そういう点では、制度として基本条例の具体化というか、点検、評価、仕組みが動き出しているという感じがします。引き続き継続してもらいたいということだけです。そういう意味では、もう、行政は動き出していますね。そこで、成果をきっちり積み上げてください。

【辻委員】　こういうふうな機会をいただいて、私もいろいろ勉強させていただいて、有り難いと思います。ちょっと細かいところが多くて、かえって委員の皆様方にはご迷惑をおかけしたところはあるかと思いますが、ただ、やはり条文というのは市民の方に分かりやすくということが、一番重要な原則だと思いますので、そういう観点から、今後ご提案させていただければと思います。

【樋口委員】　冒頭の第18条のところで、進捗状況の評価システムみたいなものが必要という話がありました。委員会としてやっているのはこの条例の見直しということになっていますが、まさに何ができていて、何ができていないかをチェックする場でもあるというふうに思います。ただ、評価のための会議になっていないと、だからしてないというところが実は問題なので、会議の持ち方とかいう面でも、そこを評価の部と見直しの部というのと一緒にしていますが、評価というのを意識できるようなスタイルで会議を進めるということも、1つのやり方なのかなと思います。この調査もそういう作り方というのがあると思います。評価するに当たっては、何か基準がないと評価ができませんので、それをどういう形で見えていくのか、作っていくのかということでは今後の検討課題なのかなというふうに思います。

【中川委員長】　今おっしゃったことは、大事なことなので、覚えておいてください。条文を変更する必要があるかという議論をする前に、その条文がちゃんと作動してうまく生きているかということ、その次にその条文が作動していても、業績が、あるいはその成果が上がっているかという、その論法が3つになるわけです。その論法を改正するに至るまでの間の評価会議みたいなものもすべきではということですから、それがきちっと議論され尽くされてたら、改正するか否かはすぐに判断できるのでは。形式的に第何条から第何条まで、第何回目、第何回目と検討する方法もありますが、今おっしゃったように、評価をした上でやっていくという方法もあります。また一度、考えてみてください。

【佐藤委員】 難しい内容ですが、私としてはこんなに時間をかけていろんなことが会議されて決まっているというのがよく分かり、すごく勉強になりました。

【藤田委員】 評価という点で、市民がこの自治基本条例にどれぐらい関心度があるのかなというところと、自治基本条例そのものが、一般市民に浸透するような、何か文言はないのかというのは常々思っております。また、先ほどの文言のところ、「等」という言葉でくくられる部分はここだけではなく、他法律とかいろいろなところでもあると思います。例えば行政の方に、「等」とはどういうことですかと聞きに行って、これですよと説明されて、はじめてわかるということが結構あります。やはりその「等」でくくられるところの解釈の仕方とか、その文言を少し解説のところ、こういうところまで、「等」でくくられるんですよというのを明記していただけたらと、常々感じております。文言はなるべく、先ほどから言われていますように、市民が分かりやすい言葉で伝えていただけたらと思います。確かに法律等はこういうことまでやった方が、よいということもありますよね、文章の書き方等。でも、私は市民レベルで参加していますので、理解していただきたいと思います。

【津田委員】 同じく市民目線でお話しすると、例えばこれから財政は大変厳しくなってきましたね。そうすると、先ほどの単年度の評価の話や、いろいろありましたが、いいことばかりあるわけではありません。でも、行政としてはきちっとできているということをはっきり説明していかないと、どんどん悪くなっているのではないかというような評価にもなり兼ねない部分があります。だから、その辺の情報の伝え方、説明の仕方、それをどうしていくのかという部分が要ると思います。もう1つは、今、世の中で起こっていることというと、直接民主主義と間接民主主義の兼ね合いをどうしていくのかということが、多分今後、この地方行政の中にも、少なからず関わってくると思います。その辺のことを前もってこういう条例の見直しのところ以外のところで、専門の先生もおられるので、いろいろお話をお聞かせいただいて、委員として知恵が出せるような形になればいいかなと感じています。

【入口委員】 この委員会は市民自治の推進、市民参加とかそういうことですよ。条文の内容は先生方が専門ですから、私は、この主な取り組み状況の各課、結構たくさん書いていただいているんですが、まだまだ抜けているなというふうに思っています。まず、進捗状況のところは網羅していただいて、それが実は市民参加とどういう兼ね合いになるのかというのは各課で分かると思います。ですから、ここをもう少し充実してもらったら、いいのかなと思います。少し意識してもらってもいいかなと思います。

【森岡副委員長】 今日、この論議に参加させてもらって、条文そのものは特に大きく変



更しなければという問題ではないような気がします。問題は、市民自治を推進していくという上で、職員の姿勢というか、職員がどう関わっていくかという、あるいは職員がどういう関わり方をしているかということにかかっていると思います。そこが非常に重要な問題で、その条文に書かれていることじゃなくて、職員の心持ちなり、そういうものをどうしていくかという問題ではと思います。

もう1つは、今、問題になったソーシャルネットワークサービスというのか、ソーシャルネットワークの問題。条文に書くとか、書けるとかいう問題ではありませんが、そういう問題についても、やはりそれに対する対応、そういう社会の流れがあるということを理解した対応というものを一定考えておく必要があると、論議している中で感じました。

【中川委員長】 はい、ありがとうございます。今、いただいたご意見を踏まえた上で今回の解説書、あるいは自治基本条例を説明する解説あるいはパンフレットみたいなどころに書くべき位置づけというのがかなり出てきていると思います。1つは、藤田委員もおっしゃった、これがまだ市民には分からない。まず1つは、国の制度との関係でどうなっているのかということが見えないということだと思います。はっきり言えることは、この自治基本条例そのものを読めば、国の仕事も含めてこの生駒市役所はどうなっているというのが分かるようにしてあります。国の仕事を引き算した自治ではありません。それも受け止めています。だから、法令遵守義務というのは、国の仕事はきちっと法律によって決まっていますから、それをきちんとやりますということです。そういうことも溶かし込んでいるわけで、だから自治基本条例そのものさえ読めば、市民には生駒の仕組みが分かりますと、分かってもらえる、そういう体系図ですよということを明らかにしたらどうでしょうか。法律的には国と、自治体は対等なんです。また、生駒市役所がやっている行政運営、議会も含めた団体自治は、住民自治がしっかりしてくれているからこそ、団体自治がちゃんとできるんですという関係を書いたらどうでしょうか。

何でもかんでも団体、つまり行政、議会任せで、よい自治ができることはありません。この住民自治がしっかりしてくれるということも含めて、この条例が願いとしていることは、住民自治とは何かというのをまた説明して、地域の町内会や、まちづくり協議会とかの面的なコミュニティ型の住民自治、それからNPOなどが頑張ってください、ボランティアさんがやっている、いわゆる有志市民型の住民自治、それから自治法が定めている直接統制権としての住民自治の3つがありますと説明したらいいでしょう。それら全てとの関係を整理して、きちんと作動するようにつくり上げたのがこの条例です。そういう説明を最初の方に

つけ加えておくと分かりやすいと思います。

【事務局】 自治基本条例の解説書が分厚いので、パンフレットを作っています。条例見直し後に、それを皆さんに見ていただいて、ここをこういうふうに変えた方が分かりやすいとか、ご意見いただきながら、作り直すのかの検討をご協力いただけたらと思います。

【中川委員長】 私の知っている幾つかのまちでは、小学校に大人たちが自治基本条例広め隊という隊をつくって紙芝居をしに行かれています。小学校の子どもに分かるように説明する、その子達が四、五年たって、何を始めたかという、まちのごみの不法投棄の監視隊をつくったんです。自分達のまちを汚すのは許さないと言ってね。子ども達が自治意識に目覚めて、逆に大人がしっかりしないといけないことを見せつけられたという実例があります。そのほかに、自治基本条例を広めるための手法というのはもっと工夫する必要があります。例えば、公民館等々で定期的に会場を借用する権利を手に行っている人たちは1年に何回かは自治基本条例の勉強会をすることをしてもらおうとか。

【事務局】 出前講座は以前からさせていただいています。

【樋口委員】 議会は去年から出前授業を小学校6年生対象にしています。議会のこと、議員のことを。手挙げ方式なので、手を挙げられた小学校に対してですが。

【中川委員長】 それは議会だけにしてしまったらもったいないですね。

【樋口委員】 公民の授業で「議会」というのが出てくるので、その話をしに行くんですが、そこに、1時間に全部詰め込むのは無理ですが、何かそういうメニューは出しておいて、話をしに行かれたらいいかと思います。

【事務局】 子どもでも分かりやすい、何か優しい文言でつくって、まずは啓発して配るというのもいいかと思います。

【樋口委員】 子ども用の議会のガイド面、ホームページ上のものを全面リニューアルして、副読本に入れているんです。今年度で仕上げる予定です。そういう子ども向けの何かそういうのがあるといいです。

【事務局】 類似団体を調べている中で、やはりそういうところを取り組まれている自治体はありました。参考にしないといけないと思いました。

【中川委員長】 子ども向けの紙芝居で、もし作りたいと思うのであれば、愛知県の高浜市は芝居のセットを持っています。フルセットで。行きたいというところへ、持って行って、紙芝居をしてくださいというふうに渡しておられます。

【事務局】 市職員と市民と一緒にされてるんですか。

【中川委員長】 住民のボランティアです。

高浜市には5つのまちづくり協議会があって、そのまち協の人たちが自治基本条例を広め隊というのを結成しているのが二、三十あります。そこの方々が行きます。自分の地元の校区です。行きますと言ったときに、役所が紙芝居を作ってくれました。最初は手作りでしたが、いいなあというようになって、増し刷りされました。役所が渡して、もともとは自分達で作られました。そういうツールというのはおもしろいと思います。

【事務局】 そうですね。子どもに対して啓発しているところが多くなってきていますので、考えたいとは思いますが。

## (2) その他

### 次回会議の日程調整

【中川委員長】 ありがとうございます。以上で今日の分の審議は終わります。また引き続き、作業が続きますが、よろしくをお願いします。

本日はどうもありがとうございました。